# 遠賀川下流左岸圏域 河川整備計画

平成 22 年 7 月

福岡県

# 目 次

···· 1
1
1
3
6
8
9
• 11
· 12
13
15
- 15
15
- 16
· 16
18
· 18
19
- 27
- 30
- 30
· 31
· 31
32
か
- 33

第4章 河川の整備の実施に関する事項
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行
により設置される河川管理施設の機能の概要
1 河川工事の目的、種類
2 施行の場所
3 改修方針 ······ 36
4ー2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
1 河川維持の目的
2 河川維持の種類40
3 施行の場所
4ー3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 41
1 河川愛護意識等の普及及び啓発41
2 市民の河川愛護活動の支援41
3 環境に配慮した連携の重視
4 河川整備のための連携の重視41
5 河川情報の共有化の推進
6 防災意識の向上42
7 危機管理における連携強化

# 第1章 河川及び圏域の概要

# 1-1 圏域の概要

# 1. 圏域内河川の状況

遠賀川水系遠賀川は、その源を福岡県嘉藤市萬見山に発して、飯塚盆地を北流しながら途中で穂渡川などの支川と合流後、飯塚市街地を貫流して置方平野に入り、その後、田川盆地を貫流してきた彦山川と合流し、さらに大鳴川などの支川を合わせながら北流し、響灘へと注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積1,026km²の一級水系です。

遠賀川下流左岸圏域(以下「下流左岸圏域」と称する)は、遠賀川下流左岸において河口堰下流で遠賀川に流入する河川の流域です。

下流左岸圏域内の県管理河川は、表 1-2 および図 1-1 に示すように遠賀川本川に直接流入する一次支川の西川、西川に流入する二次支川の前川、声切川、吉原川、北南川、南田川、長谷川を合わせた 7 河川です。

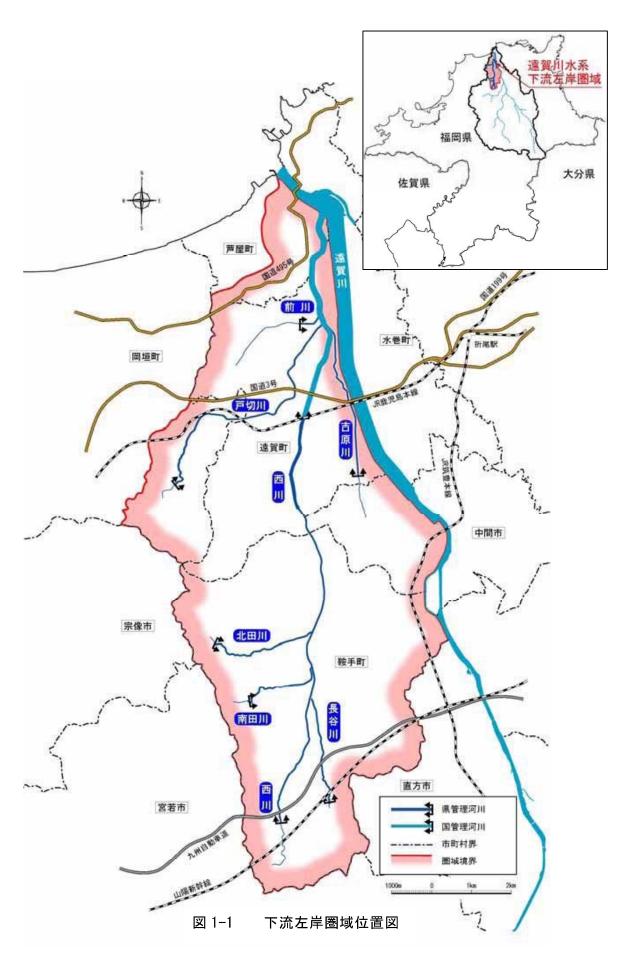
それらの河川は、中間市、声屋町、崗道町、遠賀町、鞍手町の1市4町を流れています。

表 1-1 遠賀川下流左岸圏域内の市町と河川

表 1-2 读賀川下流左岸圏域内河川(指定区間)諸元

	<b>衣:2</b>							
	河川名	河川区間						
1	P1 / 11 / 12	始点	終点	延長(km)				
1	茜川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字室木字薙町810番 右岸: 鞍手郡鞍手町大字室木字薙町809番の7	左岸 遠賀町大字今古賀正界157番の1 右岸 大字木守字長江口959番の1	11.2 (16.7)** <sup>2</sup>				
2	前川	左岸:遠賀郡遠賀町大字鬼津字西ノ浦2187番の3 右岸:遠賀郡遠賀町大字鬼津字西ノ浦2187番の3	西川合流点	0.5				
3	戸切川	左岸:遠賀郡岡垣町大字戸切字畑1478番 右岸:遠賀郡岡垣町大字百合野1577番	西川合流点	6.9				
4	ました。 吉原川	左岸:遠賀郡遠賀町大字浅木字樋淵26番 右岸:遠賀郡遠賀町大字老良字樋淵216番	西川合流点	3.9				
5	きただ北田川	左岸:鞍手郡鞍手町大字長谷字宮/前228番 右岸:鞍手郡鞍手町大字長谷字宮/前228番	西川合流点	2.5				
6	みなみだ 南田川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字新延字野田1276番野田第一砂防堤右岸: 鞍手郡鞍手町大字新延字野田1276番野田第一砂防堤	西川合流点	2.3				
7	は せ 長谷川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字長谷字宮/前228番 右岸: 鞍手郡鞍手町大字字内河内516番	西川合流点	2.8				

指定区間\*1:県管理区間、 ( )\*2:大臣管理区間を含めた延長



# 2. 河川の概要

# (1) 西川(一次支川)

西川は宮若市との境をなす鞍手町製焼に端を発し、県道宮苗遠賀線に沿って北に流下し、鞍手町、中間市、遠賀町を経て、芦屋町で遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から遠賀町のJR 鹿児島本線までは国管理区間で、これより上流の鞍手町五反苗橋までが県管理区間です。

上流から下流にかけて田園地帯が広がり、住宅や商業施設の他、工場等も点 在しています。







西川

# (2) 前川(二次支川)

前川は、遠賀町尾崎上グ越の丘陵地に端を発し、東に流下し鶴前水門にて西川左岸に流入する河川です。河川沿いには田園地帯が広がっています。





前川

# (3) 戸切川(二次支川)

戸切川は、岡垣町声苗山に端を発し、北に流れ、中流の声切地区で東に向きを変え遠賀町市街地の西側を流下し、西川左岸に流入する河川です。

上流部は、山あいの耕作地が河川沿いに隣接し、中流部から下流部にかけては、 遠賀町市街地と田園地帯が広がっています。









戸切川

# (4) 吉原川 (二次支川)

吉原川は、中間市上底井野地区の丘陵部に端を発し、遠賀町浅木地区を北に流下し、西川右岸に流入する河川です。

上・中流部は田園地帯が広がり、西川合流部の河川沿いには住宅地が広がっています。





吉原川

# (5) 北田川 (二次支川)

北田川は宗像市との境をなす養苗峠に端を発し、県道置芳崇徽線に沿って流下し、西川左岸に流入する河川です。

上流部の永谷、六克苗地区は河川沿いに住宅地が隣接し、下流部は田園地帯が広がっています。





北田川

# (6) 南田川(二次支川)

南田川は鞍手町新延野田地区に端を発し、東に流下し、新延橋下流で西川左岸に流入する河川です。上流部の製水地区の河川沿いには住宅が隣接し、下流部は田園地帯が広がっています。





南田川

# (7) 長谷川 (二次支川)

長谷川は鞍手町長春地区に端を発し、北に流下し県道宮苗遠賀線の長谷川橋で西川右岸に流入する河川です。河川沿いには、住宅地や田園地帯が広がっています。





長谷川

# 3 地形 地質

# (1) 地 形

下流左岸圏域は、福岡県の北部に位置し、遠賀川の沖積作用によって形成された三角州性低地とその周縁の丘陵・台地から形成されています。下流左岸圏域の地形は、西方の三郡山地と遠賀川にはさまれた丘陵地と低地に区分されます。

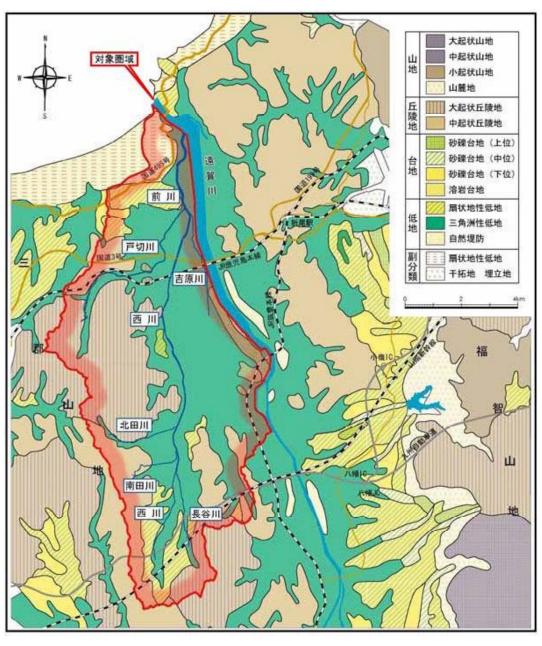


図 1-2 下流左岸圏域内の地形分類図 (出典:財団法人日本地図センター昭和 45 年発行「地形分類図」より)

# (2) 地 質

本圏域の地質は、中生代白亜紀の深成岩等からなる地層を基盤として、その上位に 新生代第三紀の固結堆積物である砂岩・頁岩・礫岩等が分布して、丘陵地を形成して います。

また、その上位には、新生代第四紀の堆積物である未固結の砂、礫、粘土からなる 沖積層が分布しています。沖積層は、遠賀川沿いの平野部に広く低地を形成していま す。

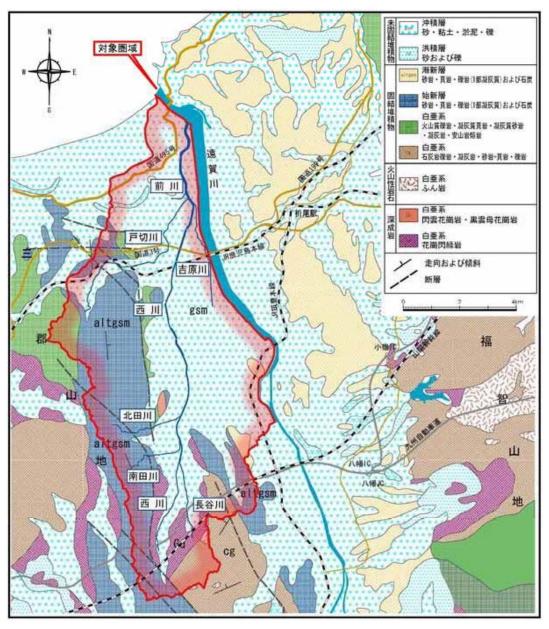


図 1-3 下流左岸圏域内の地質図 (出典:財団法人日本地図センター昭和 45 年発行「表層地質図」より)

# 4. 気 候

下流左岸圏域の気候は日本海型気候区に属しており、年平均気温は約 17℃ (気象台 八幡観測所) です。

この気候区は、冬季に曇りや雨が比較的多く、北西の季節風により風の強い日が多いことが特徴となっています。

年平均降水量は約 1,700mm (気象台八幡観測所、気象台飯塚観測所) で、月別の降雨量をみると6月と7月の梅雨期に多く降っています。

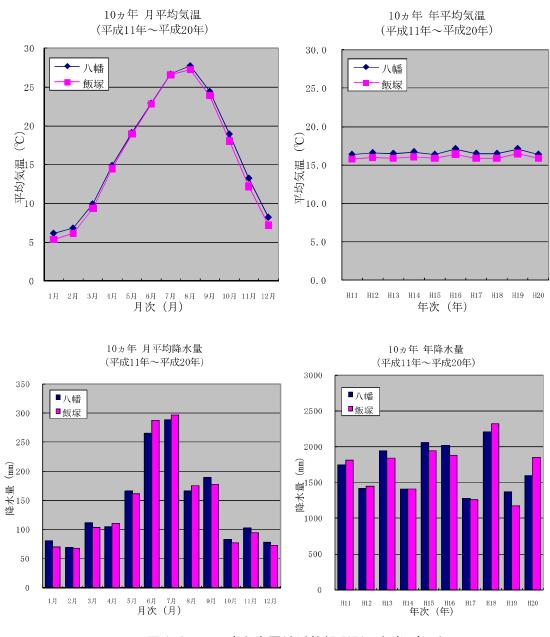


図 1-4 下流左岸圏域近傍観測所の気象データ

# 5. 歴史 文化

下流左岸圏域には、歴史や文化、自然に関する観光資源が多く点在しています。

歴史や文化にまつわるものとしては、遠賀町の島津・丸竹古墳、豊前坊古墳群・ 経家、中間市の垣生羅漢百穴、鞍手町の苦月横穴、新延大塚古墳等の史跡が点在しています。

古くから人々の生活と結びつきが深かったことを示す行事、祭りでは、芦屋町のはねそ踊り、鞍手町の六嶽神楽等が四季折々に行われ、昔の風土を偲ばせています。

天然記念物としては、芦屋町の芋光院の大ソテツ、遠賀町の蟹喰池のオニバス、鞍手町の十六神社のクスノキが挙げられます。また、古くから遠賀川流域の米や産物並びに石炭の輸送に使われていた「ひらた船」が、芦屋町中央公民館に展示されており、西川には6箇所の船着場があったと云われています。(鞍手町誌より)

表 1-3 下流左岸圏域の文化財一覧

関係市町	区分	種別			
中間市	県指定	史跡	1	垣生羅漢百穴	
	市指定	考古	2	上り立て遺跡出土品	
	県指定	文書	3	金谷寺時衆過去帳	
	県指定	有形文化財(考古資料)	4	石造宝塔	
	県指定	無形民俗文化財	5	芦屋の八朔行事	
	県指定	無形民俗文化財	6	はねそ	
	県指定	有形民俗文化財	7	芦屋の空也上人像	
芦屋町	県指定	有形民俗文化財	8	ひらた船	
	県指定	有形民俗文化財	9	海雲寺の宝篋印塔	
	県指定	天然記念物	10	千光院の大ソテツ	
	市指定	有形文化財(考古資料)	11	大塚古墳石室	
	市指定	無形民俗文化財	12	岡湊神社の祇園太鼓	
	市指定	有形民俗文化財	13	金谷寺の子安地蔵	
	県指定	史跡	14	豊前坊古墳群•経塚	
	町指定	有形文化財(絵画)	15	菅廟十二勝図及び法楽和歌絵馬一双 (高家天満宮)	
	町指定	有形文化財(絵画)	16	上野良秀肖像画一幅(個人)	
	町指定	有形文化財(絵画)	17	三十六歌山板額7点(浅木神社)	
	町指定	有形文化財(彫刻)	18	木造薬師如来坐像(長楽寺)	
	町指定	有形文化財(書跡)	19	年暦算 (個人)	
	町指定	有形文化財(書跡)	20	堀川筋條目(遠賀町役場)	
	町指定	有形文化財(書跡)	21	奉伺覚 (遠賀町役場)	
遠賀町	町指定	有形文化財(書跡)	22	小野庄屋文書(遠賀町役場)	
~~~	町指定	有形文化財(考古)	23	細形銅矛(遠賀町役場)	
	町指定	有形文化財(考古)	24	磨製石之・細形銅剣	
	町指定	有形文化財(考古)	25	双口壶	
	町指定	有形文化財(考古)	26	鳥形瓶	
	町指定	史跡	27	島津•丸山古墳	
	町指定	史跡	28	城の越貝塚	
	町指定	史跡	29	島津•丸山古墳群	
	町指定	天然記念物	30	盤喰池のオニバス	
	国指定	重要文化財(彫刻)	31	木造十一面観音立像	
	国指定	重要文化財(彫刻)	32	木造不動明王及二童子像	
	国指定	史跡	33	古月横穴	
	県指定	有形文化財(古文書)	34	中方(現代)   伊藤常足遺品	
	県指定	中跡 中跡	35	<del>び豚市と返回</del> 鎧塚古墳群	
	県指定 県指定	史跡	36	短球口填矸 新延大塚古墳	
		史跡	37	が近人球立場 古門窯跡	
	県指定				
鞍手町	県指定	史跡	38	長谷寺火葬墓群	
牧士叫	県指定	史跡	39	伊藤常足旧宅	
	町指定	有形文化財(彫刻)	40	高木薬師如来	
	町指定	無形民俗文化財	41	八剣神社湯立神楽	
	町指定	無形民俗文化財	42	六嶽神楽	
	町指定	無形民俗文化財	43		
	町指定	無形民俗文化財	44		
	町指定	無形民俗文化財	_	永谷万年願盆綱引き	
	町指定	天然記念物	46		
	町指定	天然記念物	47	長谷三尊桧	

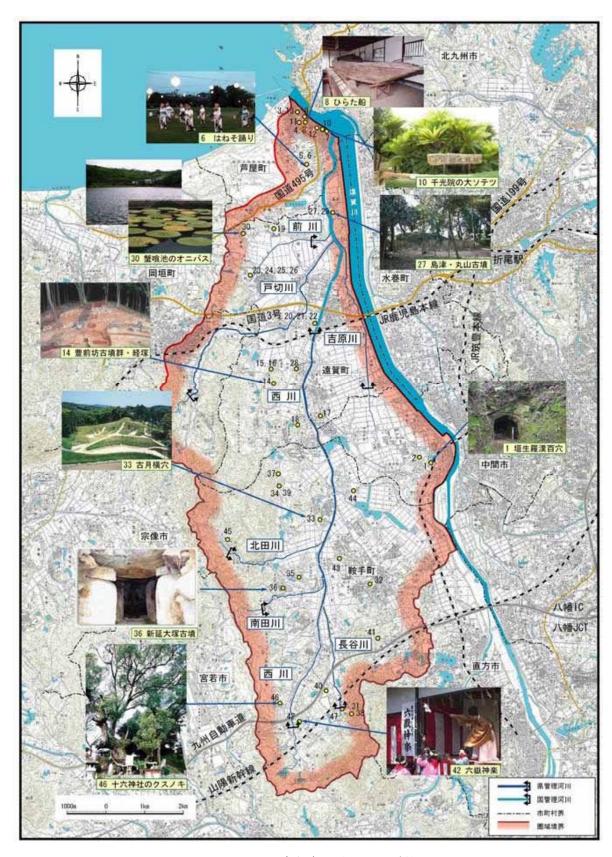


図 1-5 下流左岸圏域の文化財位置図

# 6. 土地利用

下流左岸圏域の土地利用をみると、田・畑の耕作地等や、雑種地が多いものの、本圏域を構成する市町全体では、北九州都市圏と福岡都市圏のベットタウンとして宅地化が進んでいます。山林の大半はスギ・ヒノキの植林地及びシイ・カシ萌芽林で構成され、田・畑では、米、花卉、野菜等が生産されています。

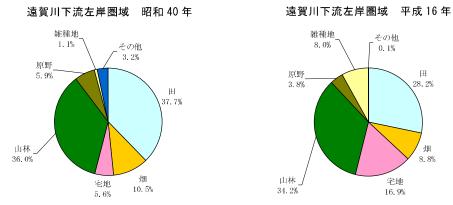


図 1-6 遠賀川左岸 地目別面積比率の変化 (昭和 40 年と平成 16 年) [出典:福岡県統計年鑑より、下流左岸圏域を構成する市町の全体面積での比率]

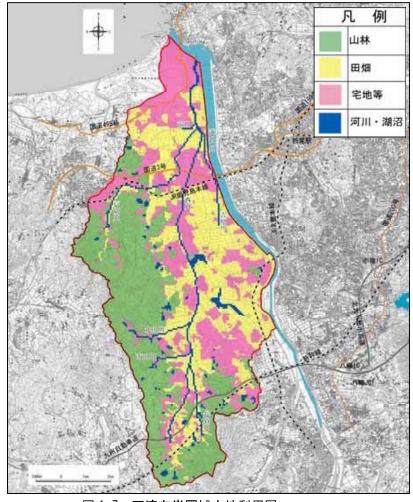


図 1-7 下流左岸圏域土地利用図 (平成 16 年現在)

# 7. 自然公園等の指定状況

下流左岸圏域には、自然公園の指定はありません。遠賀川流域近傍では、北九州国 定公園、筑豊県立自然公園、太宰府県立自然公園等が指定されています。

また、戸切川上流部は、遠賀鳥獣保護区に指定されています。

表 1-4 下流左岸圏域周辺の自然公園一覧表

種別	公園名	関係市町村	指定年月日	備考
国定公園	北九州国定公園	北九州市、直方市	昭和 47 年 10 月 16 日	国定公園
国尼公園		他1市2町	平成8年10月2日	
	   筑豊県立自然公園	北九州市、直方市	昭和 25 年 5 月 13 日	県立自然公園
   県立自然公園	現豆界五日然公園	他2市5町1村	平成8年5月17日	
州立日然公園	太宰府県立自然公園	太宰府市、筑紫野市	昭和 25 年 5 月 13 日	
	本字的 朱五日 然公園	他3市4町	昭和 53 年 3 月 31 日	

表 1-5 下流左岸圏域内の鳥獣保護区一覧表

規制項目	名称	所在地	関係法令
鳥獣保護区	遠 賀	遠賀町、岡垣町	鳥獣保護及び狩猟に 関する法律

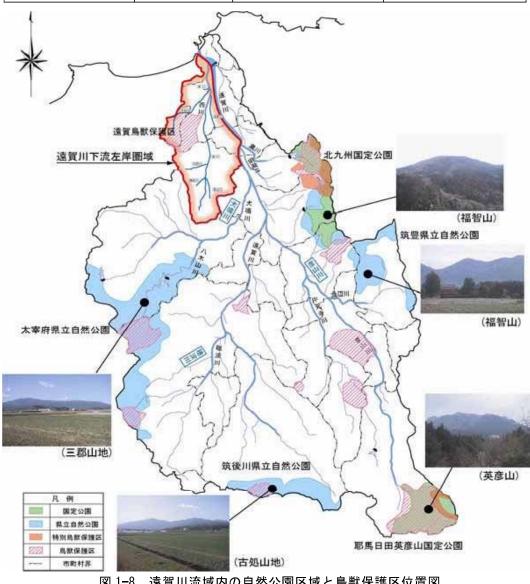
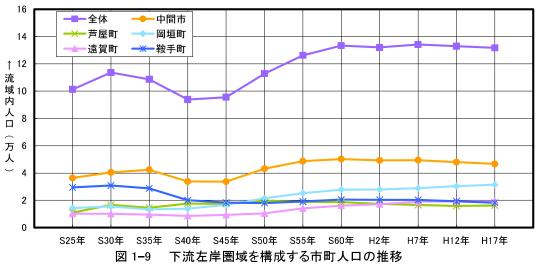


図 1-8 遠賀川流域内の自然公園区域と鳥獣保護区位置図

# 8. 人口 產業経済 交通

# (1) 人口

下流左岸圏域を構成する市町の人口は、約13.1万人(平成 17 年現在: 国勢調査結果)であり、昭和40年までは減少傾向がみられます。昭和50年 から昭和60年には増加傾向がみられ、近年はほぼ横ばいの状態です。



[出典:国勢調査より、下流左岸圏域構成市町の全体人口]

# (2) 産業経済

下流左岸圏域は早くから遠賀川の沖積平野を活用した水田地帯として開け、かつての石炭を主力エネルギーとした産業構造の時代には、石炭の集積地の一つとして、産業発展の原動力となった歴史があります。

昭和 30 年代に入り、国のエネルギー政策の転換によって石炭産業は衰退し、

昭和 40 年代には圏域内の全ての炭鉱が閉山しました。

これに伴う人口の流出等により、本圏域の社会経済は一時低迷しました。

しかし、近年では北九州都市圏や福岡都市圏のベッドタウン及び都市近郊における農業地域として、基盤整備が進められています。

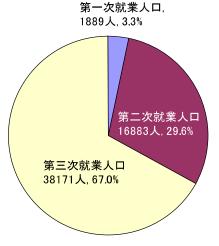


図 1-10 下流左岸圏域を構成する市町の 産業別就業人口割合 〔参考資料:平成17年 国勢調査〕

# (3) 交通

下流左岸圏域の交通については、明治中期までは西川を航路とした舟運が主な交通 手段でした。本圏域内で産出される石炭、米、ハゼの実などはこの航路を通って若松 や芦屋の港に運ばれました。

しかし、鉄道が開通するとともに、次第に輸送手段は舟運から鉄道へと移行し、 1938 年(昭和13年)頃には舟運が姿を消しました。

本圏域の交通網の密度は高く、JR 鹿児島本線、JR 筑豊本線、九州自動車道、国道 3 号、国道 495 号等が縦横しています。

また、近年においては、 国道3号の拡幅や、JR筑 豊本線が電化されるなど の整備が進み、福岡都市 圏及び北九州都市圏への 時間距離が短縮されまし た。

九州自動車道には、八幡インターチェンジと北 地州都市高速があり、道 マンクションがあり、道 なってに新たなでででいるがでいます。また、インターではます。またの整備も進んでのをがあります。 でいるる利便性の向上がでいます。

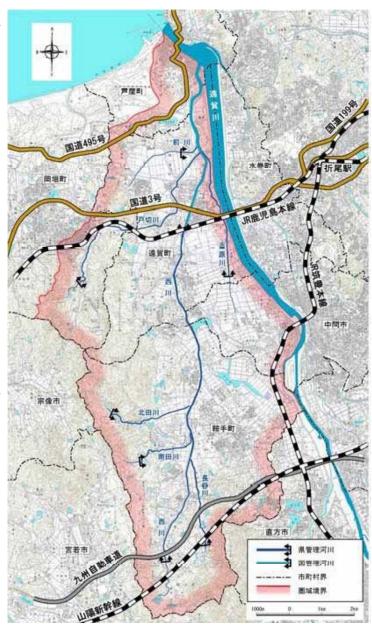


図 1-11 下流左岸圏域の交通網図

# 1-2 治水と利水の歴史

# 1. 治水の歴史

遠賀川全域で明治以前に史実に残る一番古い洪水は、元和 6 年 (1620 年)「遠賀川洪水 (水巻町誌)」とあります。さらに、元和 6 年 (1620 年)から明治22年 (1889年)に至る270年間に68回の記録があります。

遠賀川の治水事業は、慶長 5 年 (1600 年) 黒田長政の筑前入国に始まり、浚渫、築堤等が行われました。明治に入ってからは、繰り返される洪水による被害に対し、明治 38 年 7 月の大洪水を契機とし、国の直轄事業として第 1 期改修工事が着手され、第 1 期改修工事竣工後は、福岡県で維持管理を実施していました。さらに、昭和 10 年 6 月、昭和 16 年 6 月の洪水の発生などにより、昭和 20 年から再び国の直轄事業として河川改修事業が進められてきました。

特に、下流左岸圏域において、西川では、昭和 47 年から昭和 60 年にかけて、鉱害 復旧事業による河川改修が進められてきました。

戸切川では、昭和62年7月及び平成5年8月の豪雨による浸水被害を受けて、災害復旧助成事業により西川合流点から国道3号までの改修が行われました。その後、平成5年8月、平成7年7月洪水を受けて、平成9年から広域一般河川改修事業においてその上流区間の改修事業に着手し、現在は総合流域防災事業を実施しています。

# 2. 利水の歴史

遠賀川水系の水利用は、明治中期以前には沿川耕地へのかんがい用水の供給、 舟による米や物資の輸送が盛んに行われていました。明治中期以降〜昭和初期 にはかんがい用水・上水道用水の供給が行われており、舟による輸送は鉄道輸 送へ移行しました。現在では、かんがい用水・上水道用水・工業用水の水源と して広く利用されています。

下流左岸圏域では、文政 4 年には遠賀川と西川の坂井手より河川の水を利用した水田が開かれていました。また、鞍手町太郎丸や遠賀町木守の井手神社付近には井堰があったと云われています。しかし、度々干ばつに見舞われることから、ため池を築造してかんがい用水の安定供給を図った経緯があり、現在も鞍手町には 74 箇所のため池が、遠賀町には 22 箇所のため池が本圏域周縁の丘陵地帯に数多く点在しています。

また、西川においては、明治中期から昭和 13 年まで舟運により物資の輸送が 行われていました。

# 第2章 河川の現状と課題

# 2-1 治水の現状と課題

下流左岸圏域は、過去に昭和41年6月、昭和46年6月、昭和47年6月、昭和48年 7月、昭和55年6月~8月、平成5年8月洪水等の大きな浸水被害を受け、特に近年で は、平成11年6月、平成15年7月、平成18年6月、平成19年8月に浸水被害を受け ています。また、準用河川六田川をはじめとする内水被害等の浸水被害も発生しており、 近年の地球温暖化による災害リスクの増大も相まって、治水安全度向上のために流域全 体で治水対策を進める必要があります。また、河道内の土砂堆積等により河道の流下能 力が不足する箇所や護岸が老朽化している箇所については、適切な維持管理を行ってい くことが必要です。

表 2-1 下流左岸圏域における既往の浸水被害

河川名	水害発生年月日	24時間雨量	異常気象名 異常気象名	水害原因	浸水	戸数
MIMIT	小古先工千万口	(八幡観測所)	其市以家石 	八百原囚	床下	床上
	S41.6.30~7.2	_	集中豪雨	_	142	132
	S46.6.2~7.27	_	梅雨前線豪雨及び台風13 号	内水	13	2
	S47.6.6~7.23	-	豪雨ならびに台風6・7号及び台風9号	内水 内水•溢水	150 3	8713 59
	S48.7.20~8.7	_	台風6号及び豪雨	内水温水	40	8
	S49.7.13~8.1	_	連続した豪雨	内水	155	30
	S54.6.13~8.8	156mm	豪雨	内水	168	79
	S55.6.1~8.6	118mm	豪雨	内水	123	25
	S55.8.14~9.5	156mm	豪雨	内水	173	22
	S56.6.22~7.16	225mm	豪雨•落雷と台風5号	内水	95	41
西川	S57.7.5~8.3	87mm	豪雨・落雷・風浪と 台風10号	内水	48	0
	S58.5.24~7.28	62mm	豪雨	内水	12	0
	S60.5.27~7.24	141mm	豪雨及び台風6号	内水	1	0
	S61.6.15~7.21	203mm	梅雨前線豪雨	内水	農地	冠水
	H11.6.22~7.4	170mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	71	23
	H15.7.9~7.14	89mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	39	1
	H16.8.30	98mm	豪雨	内水	10	0
	1110.0.00		<b>华王</b> 苏纳京王	有堤部溢水	6	0
	H18.6.23	226mm	梅雨前線豪雨	内水	10	0
	H21.7.24	236mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	18	0
前川	S56.6.22~7.16	225mm	豪雨・落雷と台風5号	無堤部浸水	農地	冠水
	S46.6.2~7.27	-	梅雨前線豪雨及び 台風13号	溢水▪破堤	92	0
	S61.6.15~7.21	203mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水• 内水	1	0
	H5.8.16~8.20	117mm	豪雨	無堤部浸水	205	0
戸切川	H7.6.30~7.6	262mm	豪雨	有堤部溢水	0	1
ויינעש ייד	H11.6.22~7.4	170mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	不	明
	H15.7.9~7.14	89mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	不	明
	H18.6.23	226mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	1	
	H19.8.7	50mm (飯塚観測所)	豪雨	有堤部溢水	1	
	H21.7.24	236mm	梅雨前線豪雨	有堤部溢水	2	
吉原川		_	_	_	_	
北田川	_	_	_	_	_	_
南田川		-	_	_		
長谷川	_	1	_	_		_

出典)水害統計及び市町ヒアリング ― 雨量または浸水被害の記録なし





西川浸水状況(平成 11 年 6 月 29 日洪水)



西川浸水状況(平成 15 年 7 月 9 日洪水)



西川浸水状況(平成 18 年 6 月 23 日洪水)









戸切川浸水状況(平成 19 年 8 月 7 日洪水)

# 2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

# 1. 河川利用

# (1) 水利用

遠賀川水系の水源は古くから、生活用水、工業用水、かんがい用水として重要な水資源となっています。下流左岸圏域では、かんがい用水として利用されていますが、今後、水利用の実態を把握する必要があります。

また、平成大渇水と呼ばれ、特に北部九州及び中国・四国地方を中心に大きな被害が 発生した平成6年の渇水時においては、かんがい用水に影響が見られました。

# (2) 河川利用

戸切川下流部の遠賀町では、河川沿いに水辺公園(松ノ本地区)、下中牟田公園(別府地区)が整備されています。

また、戸切川上流部の岡垣町では、岸元橋上下流にゲンジボタルが生息しており、初 夏には多くの人々がホタル観賞に訪れています。



水辺公園(松ノ本地区)



下中牟田公園 (別府地区)



戸切川のホタル

その他、田園地帯を流れる西川、前川、吉原川、北田川、南田川、長谷川では、釣り や散策の場として利用され、管理用通路が生活道路及び、農作業等に利用されています。

今後も、イベントやレクリェーション、環境教育・環境学習等の利用が期待できる河川空間については、人々が水辺に安全に安心して近づくことのできるよう利便性の向上に努める必要があります。

### 2. 河川環境

# (1) 圏域の特徴

下流左岸圏域は、遠賀川の低地に属し、河川周辺は田園地帯と住宅地域が共存しています。丘陵地には、多くのため池が点在し、田園地帯が広がっています。

本圏域内の河川は、遠賀川が作った平地内を流れるため勾配は緩く、西川、前川、戸 切川、吉原川の下流部は感潮区間であり、河口付近は汽水域となっています。

また、河岸はコンクリートで護岸されている区間が多く見られます。

圏域内の植物については、平野部には田園地帯が広がり、丘陵地・山地にはスギ・ヒノキ植林及びシイ・カシ萌芽林が多くを占め、丘陵地の所々には小面積の自然植生であるミミズバイースダジイ群集が分布しています。

# (2) 各河川の自然環境

# ①西川

下流部の感潮域では、市街地と農地が混在する区間を緩やかに流れ、川幅も広く、河床は泥が主体となっています。ボラ、マハゼ等の汽水魚が生息し、水際はサギ類の採餌場となっています。堤防には、クズ、ススキ、セイタカアワダチソウ等の路傍性植生が繁茂しています。

中流部では、市街地や田園地帯を緩やかに流れ、川幅も広く、河床は砂泥が主体となりところどころに平瀬が点在しています。水際にはヨシ、マコモ、ヒメガマ等の抽水植物が繁茂し、ヤリタナゴやニッポンバラタナゴ等、魚類等の水生生物や、オオヨシキリ、カイツブリ、オオバン等の鳥類が生息しています。

上流部では、川幅が狭く、河床は礫が主体となり早瀬、淵が連続しています。河道内の寄洲にはツルヨシ等の植物が繁茂し、ギンブナ、オイカワ、ニッポンバラタナゴ、アブラボテ、ドンコや、回遊魚のトウヨシノボリ、ヌマチチブ等の魚類等の水生生物が生息し、カワセミやセキレイ類の鳥類も飛来します。

# ②前川

全区間が感潮域であり、田園地帯を緩やかに流れる小河川で、河岸はコンクリート護 岸で整備されています。堤防にはクズ、セイタカアワダチソウ等の路傍性植生が繁茂し、 ボラ、マハゼ等の汽水魚や、流れの緩やかな水域を好むコイ、ギンブナ等、魚類等の水 生生物が生息しています。

# ③戸切川

下流部の感潮域では、市街地と農地が混在する区間を緩やかに流れ、川幅も広く、河 床は泥が主体となっています。ボラ、マハゼ等の汽水魚が生息し、水際はサギ類の採餌 場となっています。河岸はコンクリート護岸で整備されています。法面にはオギ、スス キ等の路傍性植生が繁茂しています。

中流部では、丘陵地から市街地まで緩やかに流れ、市街地で屈曲して流下しています。 川幅は狭く、河床は砂や礫が主体で、瀬と淵が点在しています。水際にはマコモ等の抽 水植物が繁茂し、希少種のニッポンバラタナゴ、カワムツ等、魚類等の水生生物が生息 し、砂礫には希少貝類のトンガリササノハガイやイシガイ等が生息し、タナゴ類の産卵 床となっています。また、初夏にはゲンジボタルが多く見られ、土堤はその産卵場となっています。

上流部では、田園地帯を蛇行して流れ、川幅も狭く、河床は砂礫や礫が主体です。水際にはジュズダマ等の植物が、河岸にはオギ、ススキ、クズ等の路傍植生が繁茂しています。石の下にはドンコが生息し、淵ではカワムツが群れをなしています。また、初夏にはゲンジボタルが多く見られ、土堤はその産卵場となっています。

# ④吉原川

全区間が感潮域で、市街地と農地が混在する区間を緩やかに蛇行して流れ、川幅は広く、河床は泥や砂が主体です。水際にはヨシ等の抽水植物が繁茂し、ギンブナ、マハゼ等、魚類等の水生生物が生息しています。

# ⑤北田川

下流部では、田園地帯を直線的に流れ、川幅も狭く、河床は砂礫や礫が主体です。河 道内には、マコモ、ヨシ、ヒメガマ等の抽水植物が繁茂し、メダカ、ヌマチチブ、シマ ヨシノボリ等、魚類等の水生生物が生息しています。

上流部は住宅地が近接しており、河道はコンクリート三面張りとなっています。一部 河床が小礫、小石の区間があり、寄洲にツルヨシの抽水植生が繁茂し、ドンコ等の魚類 等の水生生物が生息しています。周囲の低木や藪にはスズメ等の小鳥が集まっています。

# 6南田川

下流部は、西川の近くで流れは大きく屈曲し、川幅も狭く、河床は砂礫や礫が主体です。河道内には、マコモ、イ等の植物が繁茂しています。

上流部は住宅地が近接しており、河道はコンクリート三面張りとなっており、魚介類 等はほとんど確認されていません。

# ⑦長谷川

下流部は、田園地帯をやや蛇行して流れ、川幅も狭く、河床は泥や小礫が主体です。 河道内には堰が多く、水際にはマコモ、ジュズダマ、ミゾソバ等の植物が繁茂し、西川 との合流部では、ニッポンバラタナゴや、回遊魚のヌマチチブ、ウキゴリが生息し、上 流の堰の湛水域にはコイ、ギンブナ等、魚類等の水生生物が生息しています。

上流部は、川幅も狭く、河床は小礫や石が主体です。所々にある淵にはヌマムツが生息しています。周辺は農地には、ジョウビタキ、ホオジロ等の鳥類が生息しています。 長谷川には堰が多く流水の連続性が確保されていない箇所があります。

# (3) 外来生物等

在来の生物に悪影響があると考えられる外来種、特に『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(「外来生物法」)』に指定された特定外来生物としては、植物では、オオフサモ、オオキンケイギクが、魚類では、ブルーギル、オオクチバス、カダヤシ等が確認されています。また、琵琶湖産のワタカ、ハス等の移入種も確認されています。

# (4) 河川環境への課題

このように、下流左岸圏域の河川は、多様な自然環境を有しています。

今後、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上を前提としたうえで、多自然川づくりによる河川環境の保全と、人々が自然に親しめる川づくりに努める必要があります。

さらに、在来生物の保全のため、外来生物への対応に努める必要があります。

また、河川には多くの堰が点在し、用水路等の流れ込み部分では連続性が確保されていない箇所があり、魚類にとって縦断及び横断方向の移動が妨げられている箇所が多いことから、魚がのぼりやすい川づくりに努める必要があります。

### 「外来生物)

もともと、その地域にいなかった生物が、人間の活動によって他地域から入ってきた生物を指します。

# 〔特定外来種(特定外来生物)〕

特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物を、外来生物法により特定外来生物として指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

# 〔移入種•外来種〕

移入種とは、人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から 持ち込まれた場合も含まれます。「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多く、「移入種」は国内の生物 が、国内の他の地域に新たに持ち込まれた種に対して使われます。

表 2-2 下流左岸圏域内で確認された希少な動植物

分類	科名	種名	レッドデータ	タカテゴリー	河川名	
刀規	171	1里石	環境省	福岡県	西川	戸切川
七古州の	ガガイモ	ロクオンソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧IA類	0	
植物	ゴマノハクザ	カワヂシャ	準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧		0
	タカ	ミサコ゛	準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧	0	
鳥類	"	ハイタカ	準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧	0	
	ウケブイス	オオヨシキリ		準絶滅危惧	0	
	ウナキ゛	ウナキ゛	情報不足(DD)	準絶滅危惧	0	0
	기	ヤリタナコ゛	準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧	0	0
	II	アブラホデ	準絶滅危惧(NT)		0	
	JJ	カネヒラ		準絶滅危惧	0	
	II.	ニッポ°ンハ゛ラタナコ゛	絶滅危惧IA類(CR)	絶滅危惧Ⅱ類	0	0
魚類	II.	カセ゛トケ゛タナコ゛	絶滅危惧IB類(EN)	絶滅危惧Ⅱ類	0	0
从规	IJ.	カワヒカ・イ	準絶滅危惧(NT)		0	
	IJ.	ツチフキ	絶滅危惧II類(VU)		0	0
	IJ.	ドジョウ		絶滅危惧II類	0	
	<b>+</b> ' <b>+</b> '	<b>+</b> " <b>+</b> "		準絶滅危惧	0	0
	メタ゛カ	メタ゛カ	絶滅危惧II類(VU)	準絶滅危惧	0	0
	ハセ゛	カワアナコ゛		準絶滅危惧	0	
	イシカ・イ	トンカ゛リササノハカ゛イ	準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅱ類		0
貝類	127/1	マツカサカ゛イ	準絶滅危惧(NT)		0	
	シジミ	ヤマトシシミ	準絶滅危惧(NT)		0	

# 備考

:ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの 絶滅危惧IA類(CR)

: IA類ほどではないが、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの 絶滅危惧IB類(EN)

絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

: 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、 近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

: 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、 「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。 準絶滅危惧 (NT)

表 2-3 下流左岸圏域内で確認された外来生物

分類	科名	種名	外来生物法		闸	川名	
万類	件名	(里)石	外米生物伝	西川	前川	戸切川	吉原川
	タテ゛	エゾノキ゛シキ゛シ	要注意	0			
	アブラナ	オランダ゛カ゛ラシ	要注意	0		0	
	マメ	イタチハキ <sup>*</sup>	要注意	0			
	カタバミ	ムラサキカタハ゛ミ	要注意			0	
	アカバナ	メマツヨイケ゛サ	要注意	0		0	
	//	コマツヨイケ゛サ	要注意	0		0	
	アリノトウク゛サ	オオフサモ	特定	0			
	ヒルカ・オ	アメリカネナシカス゛ラ	要注意	0			
	キク	オオフ゛タクサ	要注意	0			
	//	アメリカセンダングザ	要注意	0		0	
	II.	コセンダングサ	要注意	0			0
	11	オオアレチノギク	要注意	0		0	0
植物	//	オオキンケイキ・ク	特定	0			
	//	ヒメムカシヨモキ"	要注意	0		0	
	//	キクイモ	要注意	0			
	11	ブタナ	要注意			0	
	11	セイタカアワタ・チソウ	要注意	0	0	0	
	//	オオオナモミ	要注意	0		0	
	トチカカ゛ミ	オオカナダモ	要注意	0		0	
	ツユクサ	ノハカタカラクサ	要注意			0	
	1末	メリケンカルカヤ	要注意	0			
	"	カモカ*ヤ	要注意	0			
	//	シナタ・レスズ・メカ・ヤ	要注意	0			
	"	オニウシノケグサ	要注意			0	
	//	キシュウスズ・メノヒエ	要注意	0			
	カダヤシ	カダヤシ	特定	0			
A start	サンフィッシュ	フ・ルーキ・ル	特定	0			
魚類	"	ブラックバス	特定	0		0	
	タイワント・ショウ	カムルチー	要注意	0		0	
貝類	リンコ゛カ゛イ	スクミリンコ・カ・イ	要注意	0			
甲殼類	ヌマエビ	アメリカサ゜リカ゛ニ	要注意	0			

# 備考

特 定: 外来生物法に基づく特定外来生物

要注意: 国が指定する外来生物

# 表 2-4 下流左岸圏域内で確認された移入種 (魚類)

分類	科名	種名	レッドデータ	タカテゴリー	河	川名
刀昶	行右	1里七	環境省	福岡県	西川	戸切川
	コイ	ケ`ンコ`ロウフ`ナ	絶滅危惧IB類(EN)		0	0
魚類	IJ	ワタカ	絶滅危惧IB類(EN)		0	0
	IJ	ハス	絶滅危惧II類(VU)		0	0

# 表 2-2~2-4の補足及び出典について

補 足: 前川、吉原川、北田川、南田川、長谷川ではH18年度に鳥類と植生調査が実施されていますが、希少な動植物は 補 足: 確認されていません

確認されていません。

出典:河川水辺の国勢調査(平成13年度北九州土木事務所)

戸切川生物調査業務委託報告書(平成11年度北九州土木事務所)

平成17年度遠賀川水系西川における水質・生物調査業務報告書(平成17年度 財団法人九州環境管理協会)

平成17年度福地川筋他3河川 河川環境調査報告書(平成17年度直方土木事務所)

平成18年度福地川筋他5河川 河川環境調査業務報告書 (平成18年度直方土木事務所)

平成18年度遠賀川水系下流圏域河川整備計画(素案)作成業務報告書環境編(平成18年度北九州土木事務所)

平成19年度遠賀川水系下流圏域河川整備計画(素案)作成業務報告書環境編(平成19年度北九州土木事務所)

平成20年度遠賀川水系河川環境調査報告書(平成20年度直方土木事務所)

平成21年度西川河川環境調査報告書(平成21年度直方県土整備事務所)

# 下流左岸圏域で確認された希少な動植物(1)

ロクオンソウ カワヂシャ ミサゴ ウナギ ハイタカ オオヨシキリ ヤリタナゴ アブラボテ カネヒラ ニッポンバラタナゴ カゼトゲタナゴ カワヒガイ **assing** and an industrial and

# 下流左岸圏域で確認された希少な動植物(2)

ツチフキ



ギギ







メダカ

カワアナゴ





トンガリササノハガイ

マツカサガイ

ヤマトシジミ







# 下流左岸圏域で確認された主な外来生物



下流左岸圏域で確認された移入種(魚類)



# 3. 河川の水質

下流左岸圏域における水質環境基準の類型指定状況は、西川全域がB類型に指定され、その他の河川については類型指定はなされていません。近年は、島津橋において環境基準値をほぼ満足している状況にあります。今後も、下水道事業の推進や地域住民及び関係機関と連携し、水質の維持に努める必要があります。

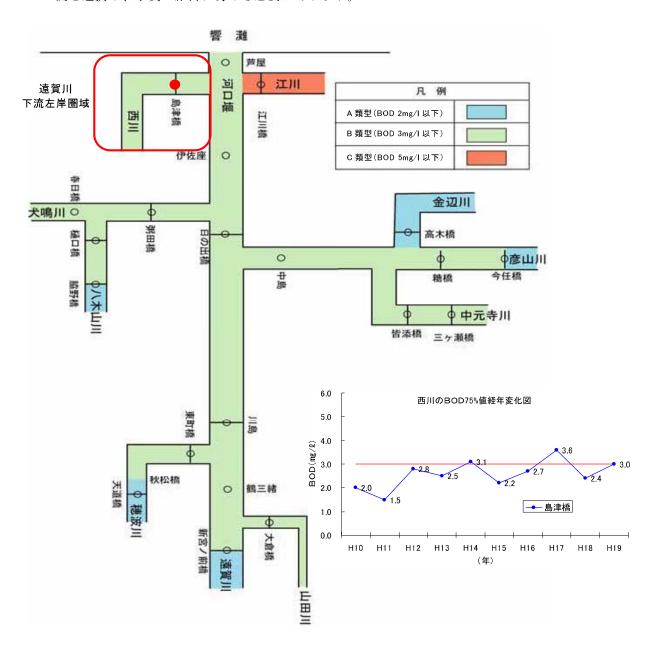


図 2-2 遠賀川水質環境基準地点及び類型指定状況図

また、南田川、北田川等では、炭坑の坑口跡から鉄分を多く含んだ赤水(通称)が河川 へ流入することによる河川環境への影響が懸念されています。

# 南田川の赤水状況





北田川の赤水状況



赤水の状況写真

# [BOD(生物化学的酸素要求量)]

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。値が大きいほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水が汚れていることを表します。

# - 〔類型〕

生活環境を保つため環境基準の分類を環境省が示したもので、河川では AA、A、B、C、D から E まで 6 区分に分類されています。遠賀川水系では、遠賀川・金辺川・彦山川・穂波川・八木山川の上流が A 類型、下流にある江川が C 類型、西川は B 類型に指定されています。類型の目安は次のとおりです。

- <A 類型>沈殿ろ過等の通常の浄水操作により上水道として利用する。ヤマメやイワナ等の水産生物が生育できる。
- <B 類型>前処理等を伴う高度な浄水操作により上水道として利用する。サケやアユ等の水産生物が成育できる。
- < C 類型>沈殿等による通常の浄化操作により工業用水として利用する。コイやフナ等の水産生物が生育できる。

# [75%値]

BOD 及び COD の環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態(河川にあっては低水流量以上流量)にあるときの測定値によって判断します。しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなします。

### [赤水(通称)]

赤水は、石炭採掘後の廃炭坑から排出される坑排水に含まれる鉄分が酸化して沈殿することが原因と考えられています。

# 遠賀川水系清流ルネッサンスⅡの概要

遠賀川は九州の一級河川の中で人口密度が最も高く、都市化が進んだ河川であり、主に家庭排水に起因する水質汚濁が顕著となっています。また、遠賀川水系は流域内で上水として利用されるなど、安全でおいしい水の確保が急務となっています。そこで、清流ルネッサンスIIにおいては、全河川で環境基準を達成する事を目標とし、下水道整備や河川浄化施設の整備を促進し、流域一体となって河川浄化に向けた住民と行政との協働による水環境の改善を目指します。

: 北九州市、中間市など7市14町1村

対象河川 : 遠賀川水系 74 河川 (国県管理区間)

計画目標年度 : 平成 24 年度

関連市町村

また、近年では、流域内のNPO等の環境保全活動が盛んに行われ、行政と協働しての水質改善へ向けた活動も増加しています。河川区域内におけるゴミの不法投棄は、洪水の安全な流下の障害となるだけではなく、河川環境の悪化をもたらしており、これを抑止するための取組みが必要です。

# 協働した行動の具体例

# 「ILOVE 遠賀川による流域全体での水環境保全の取組」(中間市ほか流域自治体)

遠賀川やその周辺における不法投棄などによる地下水汚染、生活及び工場排水による水質汚濁、河川へのごみのポイ捨てなどをなんとかしようと、飯塚市で端を発した清掃活動が、遠賀川流域全体に広がり、現在では、 嘉穂町、 穂波町、山田市、 直方市、田川市、中間市、芦屋町、 遠賀町など流域の約半数の市町村で活動が行われています。



# <主な活動内容>

毎年2,000人以上の住民が参加するクリーンキャンペーンに おいて、各市町内や源流で清掃活動を行っています。

また、空き缶やごみ拾いばかりでなく、流域市町村それぞれで、 バードウオッチング、青空市場、チャリティーフリーマーケット、 水生生物の観察など楽しいイベントも併せて実施し、環境保全へ の意識高揚を図っています。



注)市町名は合併前の資料を引用

# 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画における基本理念

下流左岸圏域における河川整備計画の基本理念は、「治水」、「利水」、「環境」のバランスをとって、下流左岸圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。

# 基本理念

# 安全で安心して 暮らせる川づくり

- ■治水の整備目標に対する 施設整備を推進します。
- ■洪水等に対し、被害を最 小限に抑えるための防災 体制の充実を進めていき ます。

# 健全な水環境に向けた川づくり

■健全な水利用が維持されるよう、適正な水管理に努めます。

# **豊かな自然と** 調和した川づくり

- ■河川及びその周辺環境に 配慮した多自然川づくり を推進します。
- ■河川の状況に応じ、親水 性の向上に努めます。

地域・住民との連携

# 3-2 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、下流左岸圏域における指定区間 とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名		河川区間				
1	r]/II/II	始点	終点	延長(km)		
1	西川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字室木字薙町810番 右岸: 鞍手郡鞍手町大字室木字薙町809番の7	左岸 遠賀町大字今古賀正界157番の1 右岸 大字木守字長江口959番の1	11.2 (16.7)**2		
2	前川	左岸:遠賀郡遠賀町大字鬼津字西ノ浦2187番の3 右岸:遠賀郡遠賀町大字鬼津字西ノ浦2187番の3	西川合流点	0.5		
3	芦切川	左岸:遠賀郡岡垣町大字戸切字畑1478番 右岸:遠賀郡岡垣町大字百合野1577番	西川合流点	6.9		
4	よしはら 吉原川	左岸:遠賀郡遠賀町大字浅木字樋淵26番 右岸:遠賀郡遠賀町大字老良字樋淵216番	西川合流点	3.9		
5	きただ 北田川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字長谷字宮/前228番 右岸: 鞍手郡鞍手町大字長谷字宮/前228番	西川合流点	2.5		
6	みなみだ 南田川	左岸: 鞍手郡鞍手町大字新延字野田1276番野田第一砂防堤 右岸: 鞍手郡鞍手町大字新延字野田1276番野田第一砂防堤	西川合流点	2.3		
7	は せ 長谷川	左岸:鞍手郡鞍手町大字長谷字宮ノ前228番 右岸:鞍手郡鞍手町大字字内河内516番	西川合流点	2.8		

指定区間\*1:県管理区間、 ( )\*2:大臣管理区間を含めた延長

# 3-3 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として計画策定時から概ね 20 年間とします。なお、本計画は、策定後の社会・経済状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて、適宜見直しを行います。

# 3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

河川整備計画における災害の発生の防止又は軽減に関する目標は、近年の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害の範囲の甚大さ、流域内の人口や資産の状況等を勘案して決定します。

本計画では、それらを考慮して、西川、戸切川を整備対象河川とします。 西川、戸切川においては、平成 15 年 7 月規模程度の雨が降った場合の洪 水を安全に流下させることを目標とします。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図ると共に、地域と一体となった取り組みの強化を目指します。

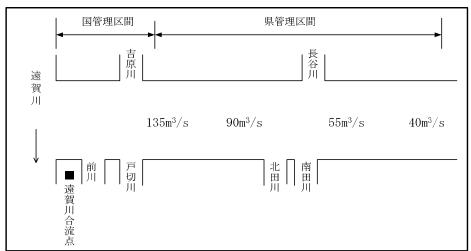


図 3-1(1) 西川河道整備流量配分図(概ね 20 年に1回発生する規模の洪水)

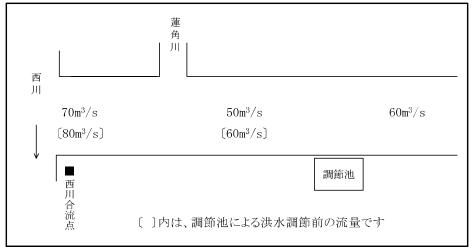


図 3-1(2) 戸切川河道整備流量配分図(概ね 10 年に1回発生する規模の洪水)

# 3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の 整備と保全に関する目標

# 1.水利用

下流左岸圏域の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持にあたっては、永続的に健全な河川水の利用が維持されるように、関係機関、地域住民と協力して適正な水管理に努めていくことを目標とします。

# 2. 河川環境

河川環境の整備と保全に関する目標にあたっては、治水・利水面に配慮 しつつ、地域と合意形成を図りながら多様な生物の生息・生育環境の保 全・再生を目指します。

また、本圏域には多くの希少な動植物が確認されているとともに、それらを捕食、あるいは交雑の恐れのある外来種も確認されているため、それら外来種を増やさないよう啓発活動等に努めていきます。

水質については、近年でも環境基準値を上回っている期間があるため、 地域住民や関係機関と連携し、圏域全体で更なる水質浄化を目指します。

河川空間の利用については、地域との連携を踏まえ、親水活動の場や、 環境教育・環境学習の場としての活用を図っていきます。

# 第4章 河川の整備の実施に関する事項

- 4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要
  - 1. 河川工事の目的、種類

西川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、河道 拡幅や掘削を行います。

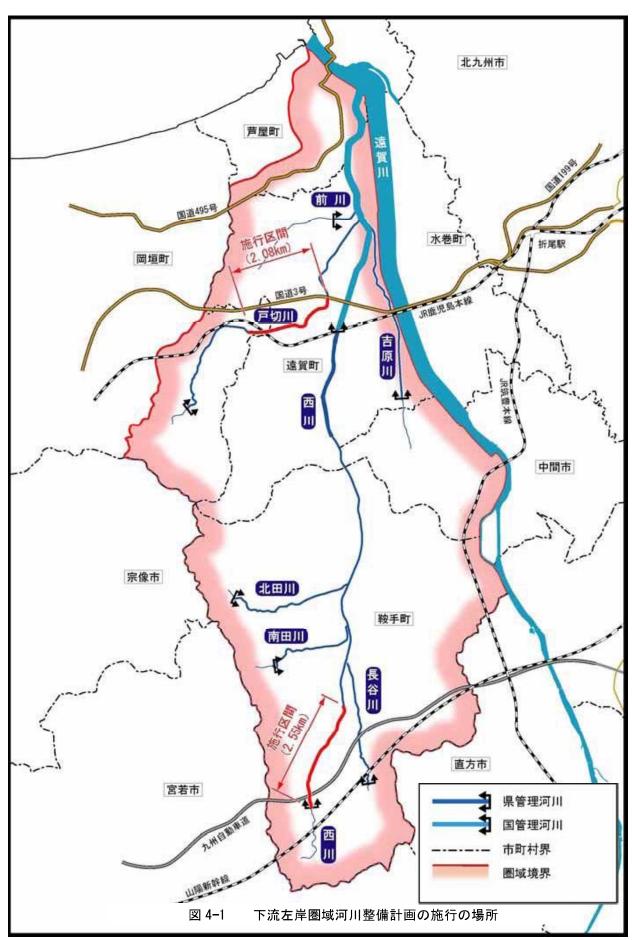
戸切川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、河 道拡幅、掘削、築堤及び調節池の設置を行います。

# 2. 施行の場所

下流左岸圏域内の河道整備は、表 4-1 に示す区間を対象とします。

表 4-1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長
西川	小木橋 ~ 五反田橋	約 2.55km
戸切川	国道3号 ~ 戸切橋	約 2.08km



# 3. 改修方針

# (1)西 川(小木橋 ~ 五反田橋)

西川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、主に河道拡幅や掘削、橋梁、堰の改築を行います。また、必要に応じて、護岸、護床工の設置を行います。

なお、災害の発生の防止や軽減を目指した整備だけでなく、西川に生息する多様な生態系に配慮した多自然川づくりを以下の方針で行います。

- ・ 瀬・淵には、多くの魚類等の水生生物が生息しており、現況の河道形状を尊重したみお筋、瀬・淵の保全に努めます。
- ・ タナゴ類をはじめとする魚類の産卵場や稚魚、幼魚の生息場となっている水際 植生の創出に努めます。
- ・ 魚類等の水生生物の生息域を確保するため、縦断的・横断的連続性の確保に 努めます。
- ・ 緩流域に生息する魚類等の水生生物に配慮し、ワンド・淀みの創出に努めます。





西川施行区間の現況写真

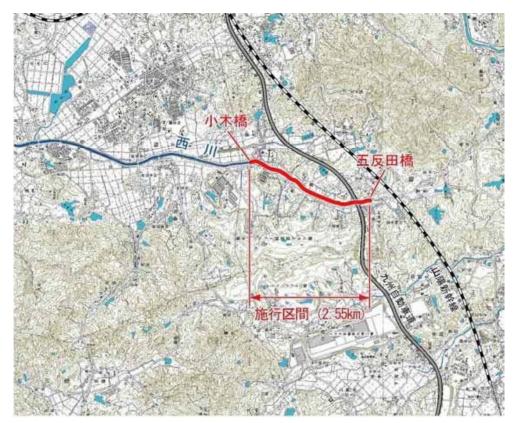


図 4-2 西川河川整備計画の施行の場所

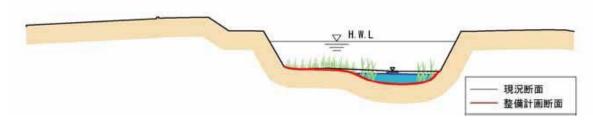


図 4-3(1) 西川河川整備計画代表横断図 (小木橋~太郎丸橋)

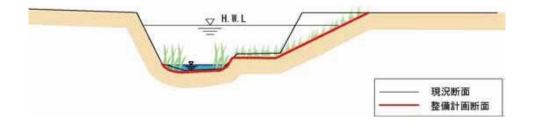


図 4-3(2) 西川河川整備計画代表横断図 (太郎丸橋~五反田橋)

# (2) 戸切川(国道3号 ~ 戸切橋)

戸切川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、主に河道拡幅や掘削、築堤、橋梁・堰等の横断工作物の改築を行います。また、施行区間上流に調節池を設置します。必要に応じて、護岸、護床工の設置を行います。

なお、災害の発生の防止や軽減を目指した整備だけでなく、戸切川に生息 する多様な生態系に配慮した多自然川づくりを以下の方針で行います。

- ・ 瀬・淵には、多くの魚介類が生息しており、現況の河道形状を尊重したみお筋、 瀬・淵の保全に努めます。
- タナゴ類をはじめとする魚類等の水生生物の産卵場や稚魚、幼魚の生息場となっている水際植生の創出に努めます。
- ・ 魚類等水生生物の生息域を確保するため、縦断的・横断的連続性の確保に努めます。
- ・緩流域に生息する魚類等の水生生物に配慮し、ワンド・淀みの創出に努めます。





戸切川施行区間の現況写真

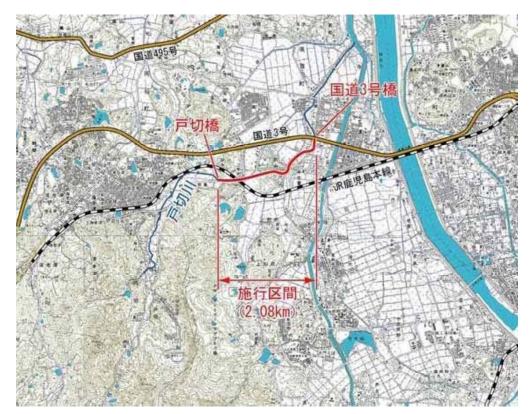


図 4-4 戸切川河川整備計画の施行の場所

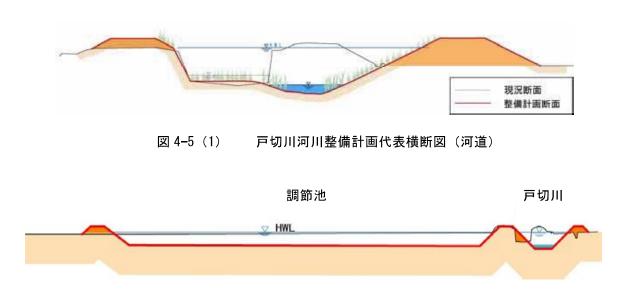


図 4-5(2) 戸切川河川整備計画代表横断図(調節池)

# 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の 適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。 河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めます。

# 2. 河川維持の種類

# (1)河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川 工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、施設の機能及び質的低下を 防ぐため機器の更新及び補修を必要に応じて行います。

また、治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。さらに、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

# (2) 堆積した土砂等の管理

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視により堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながらしゅんせつ等の維持管理に努めます。

# (3)河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。 さらに、災害による被害が予想される場合や出水後は重点的な巡視を行い、異常 箇所の早期発見に努めます。

# (4)水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、雨量・水位の把握に努めるとともに、関係機関と連携をして、定期的に水質の把握に努め、水質保全についての啓発活動等を行っていきます。さらに、水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。

# 3. 施行の場所

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間で行います。

# 4-3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

# 1. 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及、 啓発に努め、河川美化、愛護のための組織づくりを促進するとともに、河川に関する 広報活動を強化し、地域住民の方の治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。



ふくおか水もり自慢!



ふくおか川の大掃除

# 2. 市民の河川愛護活動の支援

「クリーンリバー推進対策事業」として河川愛護団体の届出制度を設け、河川愛護活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給等の支援を行います。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行うアダプト企業や河川愛護団体の支援(伐木、伐根、整地など)を行うアシスト企業を支援します。

### 3. 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活排水など、多様な生物を育む良質な河川環境の創出にとって不利益となる要因は種々あります。下流左岸圏域では、住民団体による自発的な清掃活動が定期的に行われており、子供連れでの参加も多数見られます。このような河川愛護活動の普及活動が、次世代にも永続的に行われるよう、地域団体、地域住民との連携を深め、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、環境保全活動などの促進支援に努めます。

# 4. 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川 の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そこで、河川の利活用、河川環境に関する地域住民の意見を集約し、必要に応じて 学識者等の考えを参考にしながら地域と連携した河川整備の実施に努めます。

# 5. 河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためには、河川について広く理解を得てもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのために、パンフレットの配布、イベントの開催、インターネットホームページ など様々な情報伝達手段により、情報の公開・提供等に努めます。

# 6. 防災意識の向上

洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備に加えて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行するための広報・支援を行う必要があります。

このため関係機関と協力して平時から、警戒・避難に係わる「福岡県土木総合防災情報システム」\*\*1 による河川に関する情報の提供を行うとともに、市町単位の洪水ハザードマップ作成支援に向けて浸水想定区域図の作成などを行い、地域住民の防災意識の啓発・高揚に努めます。

# 7. 危機管理における連携強化

洪水や水質等による被害の発生時には、正確な情報を収集し、迅速に地域住民に提供する事で、被害を軽減することが極めて重要です。

このため、関係機関とも連携し、流域内の雨量や河川水位等の河川情報の集約や市町への水防情報の伝達を行います。また、インターネットホームページ\*1等を通じて住民に対してリアルタイムでの雨量・河川水位等の防災情報の提供に努めます。

水質事故等については、河川巡視の実施や住民および関係機関との連携により早期 発見と適切な対処に努めることとします。

# 「福岡県土木総合防災情報システム」※1の各種情報アドレス

< 携帯電話>

福岡県土木防災情報ホームページ (http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/)

<インターネット>

福岡県河川防災情報ホームページ (http://www.kasen-pref.fukuoka.lg.jp/bousai/)